

会 議 録

会議名		第 41 回能勢町都市計画審議会	
開催日時		令和 6 年 2 月 14 日（水） 10:00~12:00	開催場所 能勢町役場 別館 3F 議場
出席者	委員 (10 名)	吉田委員（会長）、西河委員（会長代理）、畑委員、花崎委員、神吉委員、 平岡委員、大西委員、岡本委員、奥委員、中西委員	
	町・事務局	馬瀬部長、滝本理事、松田課長、福井係長、藤元主事	
欠席者	委員(2 名)	福井委員、小谷委員	
傍聴者		3 名	
発言者等		内 容	
1. 開会			
町・事務局		開会 馬瀬部長挨拶 審議会成立の報告	
会長		開会宣言	
2. 案件 報告案件 1「能勢町都市計画マスタープランの改訂について」			
町・事務局		報告案件 1「能勢町都市計画マスタープランの改訂について」、説明	
会長		何か意見・質問はないか。	
委員	意見 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図表が前回よりわかりやすくなった。 ・ 図の描き方について、他の自治体では町域の一部が都市計画区域であることが多く、それが図示されている例が多い。能勢町は町全域が都市計画区域であるものの、それがこの計画の地図中で明記されていない。参考資料 1（改訂中素案）の 1-2 ページに、町全域が都市計画区域であり、全域を計画対象区域とする旨が文章で記載されているが、図面でも表示してはどうか。町域を示す地図の黒い線が都市計画区域であるとわかるように、凡例で示す等の工夫をしてほしい。 	
会長		参考資料 1（改訂中素案）の 3-7 ページの図なども該当すると思うが、事務局はどの様に考えるか。	
町・事務局	回答	都市計画区域については、できるだけ計画の冒頭で示す必要があると感じている。全体を通じてわかりやすくなるように記載の検討を行う。	
委員	意見	参考資料 1（改訂中素案）の 1-2 ページの計画対象区域の項目に図を追加するという対応でもよいと感じた。	
委員	質問	資料 3 の 12 ページ「都市施設整備の方針（公園・緑地）」、参考資料 1（改訂中素案）の 5-10 ページ前後において、公園の整備を図ると記載があるが、都市計画上の公園については示されていない。従来から公園が必要という声が住民から出ているが、公園がどのような方向で整備されていくのか説明してほしい。	

発言者等	内 容
町・事務局 回答 回答 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の公園については、歌垣山公園など、自然に親しむために整備された公園等も含めて公園・緑地という括りで記載しており、そうした公園の整備や維持管理については、今後も大阪府等と協力して継続していく予定である。 ・ 旧庁舎跡地については、「旧庁舎周辺整備基本計画」で示している“交流し、集い、学ぶ施設”という方向性を踏まえた整備を予定しており、都市公園の位置付けに拠らない整備を予定している。 ・ 今後町における開発等が進む際に、公園等が必要との声が多くなれば検討が必要になる可能性もあると考えている。
委員 質問	<p>都市公園としての整備予定はないとのことだったが、都市計画上の公園であれば交付税の対象となるということや、遊具を設置できるといったこともあると思う。都市計画に公園を定めないことに、何か意図があるのか。</p>
町・事務局 回答 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧庁舎跡地の広場については、過疎債を活用した整備を予定している。 ・ 都市公園での整備については一定の基準が設けられており、今回の広場単体での整備ではその基準を満たすことが難しいと認識している。例えば、都市公園の場合は箇所数や面積要件が定められており、市街化区域であれば住民1人当たり5㎡以上とされている。そうなると103haの市街化区域に約9カ所の公園整備が必要となり、要件を満たすことが困難であると認識している。
委員 質問	<p>能勢町において都市計画上の公園整備が難しいことは理解した。広場の整備ということであれば、逆に制限が緩くなり、様々な工夫ができるのではないかと思う。例えば遊具の設置や、何かの施設の整備といったことは可能なのか。</p>
町・事務局 回答 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧庁舎跡地の広場については、担当課が異なるため整備内容の詳細については把握していない。 ・ 都市計画に位置付けて公園整備を行うことは現段階では難しいが、都市公園として整備すること自体は可能である。都市公園の中にも街区公園や近隣公園などの種別があり、種別に応じて公園の内容が定められるため、旧庁舎跡地の広場についても、今後位置付けを整理したうえで整備が行われていくと考えている。
委員 質問	<p>3点確認したい。1つは、資料3の10ページ、「町内幹線道路」の項目にある「東西連絡道路の実現に向けた働きかけ」について、2つめは15ページの「旧小中学校」の項目にある「民間活力による整備や活用」について、3つめは16ページの「自然環境保全」の項目にある「山林所有者等と連携した適切な維持管理の促進」について、それぞれどのような内容なのか、もう少し詳しく説明してほしい。</p>

発言者等	内 容
町・事務局 回答 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの具体的な内容については、参考資料 1（改訂中素案）の 5-7 ページからの「都市施設整備の方針」で示している。 ・町内幹線道路については、茨木能勢線以外の府道と町道野間出野下田尻線及び町道平野線を町内幹線道路に位置付けている。このうち府道については、大阪府、土木事務所等との連携により適切な維持管理を行うとしている。町道の野間出野下田尻線、平野線については、町として適切な維持管理を行うこととしており、平野線については通学路であることを踏まえ安全に資する取組みを継続して行うとしている。 <p>東西連絡道路については、新名神高速道路の開通に伴う事業者参入の促進や、災害時の交通ネットワーク確保の観点から、引き続き大阪府と連携しながら整備の実現に向けた検討や働きかけを行うとしている。</p>
会長	地図とも併せて説明してほしい。
町・事務局 回答	参考資料 1（改訂中素案）の 5-9 ページの「町内道路整備方針図」を参照いただきたい。こちらに町内の道路配置を示しており、5-7 ページの本文で示した道路を図示している。
会長	地図中で東西道路はどの路線か。
町・事務局 回答 回答 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料 1（改訂中素案）の 5-9 ページの「町内道路整備方針図」における、中央下部の灰色の破線矢印の部分である。実線で示している道路は路線名の記載があるが、ここは凡例のみになっているため、よりわかりやすい表現方法を検討したい。道路については以上である。 ・公共施設については、参考資料 1（改訂中素案）の 5-15 ページに示している。この内容については、「第 6 次能勢町総合計画」や「能勢町公共施設等総合管理計画」、平成 29 年度に策定した「能勢町産業用候補地の確保に関する基本方針」における記載に関わる内容であり、統廃合に伴い廃止された小中学校の跡地について、民間活力による整備や活用について検討するとしている。現在、具体的に事業が進められているわけではないが、方向性を示す観点から記載を行った。 ・山林所有者との連携については、参考資料 1（改訂中素案）の 5-16 ページ、「山林の適切な維持管理」の 3 点目に記載を行っている。山林の中には町や府の所有ではなく、個人所有や共同管理、財産区での管理によるものがあり、そうした行政以外が管理している山林について、所有者と連携しつつ適正な維持管理を促進していくとしている。なお、具体的に地図上に記載することが困難であるため、文章のみでの表記としている。
委員 意見 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・東西連絡道路の実現に向けた働きかけを行うとのことだが、現状では町内に府道が通っており、その維持管理を池田土木事務所が担っていると思うのだが、府道の維持管理の徹底をお願いしたい。 ・自然環境保全の施策として個人所有の山林の整備が挙げられているが、

発言者等		内 容
		国道や府道等の幹線道路の通行の妨げとなっている箇所があるため、山林所有者への維持管理の徹底もお願いしたい。
委員	意見	<p>都市防災に関して、能勢町は山間部が多く、集落近辺においても災害ハザードエリアの指定区域が多い状況である。</p> <p>そのため、家族が近隣に住宅を建てようとしても困難であることや、災害ハザードエリアが近いことを心配する住民も少なくない。参考資料 1（改訂中素案）の 5-19 ページの「開発等に対する規制の検討・継続」の項目には、池田土木事務所と連携するとの記載のみになっているが、地区ごとに異なる状況を踏まえると一般論では記載が難しいと思うが、町民向けにもう少しメッセージ性のある記載を加えてもよいのではないか。例えば、地域の災害の歴史を学習するとか、どこが安全かを再確認し、どこが避難地として適切かを検討するとか、府内の別の地域の取組み事例を紹介するなど、コラムのような形でも記載があるとよいだろう。</p> <p>ハザードマップで危険性が示されているところでも、防災活動に取り組むことができるというメッセージを入れてほしい。防災については、町民の関心も高く重要なテーマであるため、地域活動に落とし込めるような記載があるとよいのではないか。</p>
町・事務局	回答	防災部局からの話であるが、地域防災力の強化に向けて集落単位での避難計画の策定を推奨している。実際には計画を策定した集落と未策定の集落があり足並みが揃っていないわけではないが、防災部局と相談の上、コラム等による取組みの記載について検討を行う。
委員	意見	参考資料 1（改訂中素案）の 5-15 ページの「その他公共施設整備方針図」で、旧久佐々小学校と旧歌垣小学校が示されているが、これらは既に利活用されているため、別の名称を記載するか、もしくは記載から外すほうがよいのではないか。
町・事務局	回答	体育館施設を貸し出していること等を踏まえ旧小学校の記載とした。今回の指摘を受けて、どのような表記が適切か再度検討を行う。
委員	質問	資料 3 の 25 ページの「推進体制」の項目に「情報通信技術の利活用」とあるが、具体的にどのような内容か。
町・事務局	回答	地形図や都市計画図等でこれまで紙ベースであったものが、技術の向上によりデジタル管理が可能となった。こうしたデジタル技術を活用しながら、現状に即したリアルタイムな情報整理を進めていきたいという趣旨で記載を行っている。
委員	質問	参考資料 1（改訂中素案）の 5-5 ページの「能勢の強みを生かした就労環境の整備」において、関係機関との連携により起業家やスタートアップ企業等の育成・支援を行い就労機会の拡大を図るとあるが、この育成・支援

発言者等	内 容
	とは具体的にどのような内容か。未定であれば、どのような方向性を想定しているのか教えてほしい。
町・事務局 回答 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・この内容は「第6次能勢町総合計画」に記載されているものであり、都市計画マスタープランにおいても関連する記載であることから記載を行っている。 ・移住の窓口や都市計画の窓口にて、企業や個人事業主などが町に移住をして事業を立ち上げたいとの相談がある。町の土地利用には制約もあるが、提案基準Aなどの町独自の基準等を活用しながら事業展開を推進することで、就労支援や機会の拡大につながればと考えている。
委員 質問	参考資料1（改訂中素案）の2-2ページの図に、交流人口から能勢ファンを集めて定住人口につなげていくイメージが描かれている。日本中どの自治体も人口減少により財政運営が厳しくなっているが、能勢町においても、人口増加は難しいとしても、減少幅をできるだけ少なくしていく必要がある。人口が減少していくと住民一人あたりの税負担等が増えることになると思うが、そうした財政面の負担軽減の観点からも人口増加策について検討しているのか教えてほしい。
会長	参考資料1（改訂中素案）の2-2ページで示している人口に関する部分は、「第6次能勢町総合計画」等に関係する内容である。将来人口は死亡率と出生率から機械的に定める部分があり、社会増減も過去のデータを前提としている部分があるため、そうしたものを踏まえて人口減少や関係人口の記述がされていると理解しているが、この辺りについて、改めて説明してもらえばお願いしたい。
町・事務局 回答	参考資料1（改訂中素案）の2-2ページの内容は「第6次能勢町総合計画」に記載しているものである。他にも、「第6次能勢町総合計画」では「地域経済の活性化」の施策テーマとして「時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用」等を挙げており、今回の改訂素案へ反映を行っている。区域区分変更も視野に入れつつ、より柔軟に土地利用を図ることを都市計画マスタープランで明確に記載し、産業用地の整備や製造業、農業系企業の誘致を進めることで、人口の維持や増加に繋ぐことができると考えている。
委員 質問	財政の観点からも人口増が望まれるところで、産業用地や情報通信技術に関する取組みも進めていく必要があると考えるが、該当する住民の理解を得ることも必要になると思う。その部分に関しての状況はどうなっているか。
町・事務局 回答	産業用地の創出にあたり、地域の方への周知、説明を行い、理解を得られた上で進めていく予定です。

発言者等	内 容
委員 説明	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 6 次能勢町総合計画」の策定や地方創生の委員会にも携わったが、人口はよく議論された一方、税収はあまり話題にされなかった印象である。現地調査などに行くと、新規就農で来られた方が、移住して住宅を建てようとする、市街化調整区域なので住宅の建築が困難であるという話が出ている。これは以前から言われており、開発許可の特例が設けられ若干改善されたのだが、今度は災害ハザードエリアにかかることが懸案になっている。 ・産業誘致についても、大阪府内で産業用地を探している事業者が少なく、能勢町も関心を集めているのだが、市街化調整区域の問題等から結局実現しないという事例を地方創生委員会で聞いている。このように能勢町での用地取得のニーズがある一方で、それを受け止めきれないのが現状の都市計画上の課題として明らかになってきていることから、「第 6 次能勢町総合計画」ではそうした課題に対応する内容の記載を行っている。
会長	総合計画策定の観点からの情報提供があった。
委員 意見	この「能勢町都市計画マスタープラン（改訂中素案）」は上位計画である「第 6 次能勢町総合計画」並びに「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、また「能勢町地域交通計画」をはじめとする各種関連計画との整合が図られており、都市計画マスタープランとして必要十分な内容が記載されていると判断している。引き続き改訂作業を進めてもらいたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・後押しの意見であった。 ・前回の議論を踏まえて、一般の方が理解しにくい部分について、コラムで取り上げて解説するといった改善もされている。 ・6～7 章についても意見があればお願いしたい。
委員 意見	今回の改訂で重点が置かれているものの一つが、市街化区域編入検討地区の位置付けであり、地図上でゾーンとして指定されている。具体的な検討はこれからだと思うが、現実的に考えると農地の減少が想定されるため、町の農業はどの様にあるべきか、今後どの様に発展すべきかについてのイメージ等をもう少し示したほうがよいのではないかと。
町・事務局 回答	<p>農業関係の内容の充実を求める意見であった。参考資料 1（改訂中素案）の 5-2 ページの「土地利用の方針」の中の「整備の方針」の「農業・集落ゾーン」にて、「農業生産や交流型農業の場としての活用」「集落環境の充実、既存団地の環境改善」を挙げており、ここの「農業生産や交流型農業の場としての活用」の内容の充実を求める意見と理解した。</p> <p>現状で記載している事項は、農業生産や交流型農業の場として活用する、担い手農家への農地の集約を図り農業経営の効率化を推進するとともに、新規就農者の確保や育成支援、農業企業の誘致等に取組む、生産者や事業</p>

発言者等	内 容
	<p>者等と連携し、地域を広域的に支える体制づくりや地域の魅力発信等により、地域の活力向上に取り組むということで、「第 6 次能勢町総合計画」に準じ、このような記載を行っている。</p> <p>内容をより充実させられるか検討が必要かと思うが、より詳細な部分については、今後改訂予定の農業振興地域整備計画での記載を予定している。</p>
委員 意見	<p>「第 6 次能勢町総合計画」や「農業振興地域整備計画」に沿った形ということで理解した。</p>
会長	<p>参考資料 1（改訂中素案）の 3-10 ページに農業に関する統計が掲載されている。6-2～6-3 ページの整備方針図には、農業・集落ゾーンに関する記載もあるため、その辺りも踏まえて今後も引き続き検討してほしい。</p>
委員 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林に関して 2 点述べたい。参考資料 1（改訂中素案）の 5-19 ページ、「土砂災害対策」の中に「保安林の維持管理」の記載があるが、保安林外はどうか気になった。平成 30 年に森林経営管理法が施行され、個人所有であっても個人レベルで管理できない森林については、市町村が主体的に管理するとしている。まさにそうした部分を手当するために森林環境譲与税があると考えことから、保安林外についても記載したほうがよいのではないかと。 ・ 府立自然公園について参考資料 1（改訂中素案）の 6-1～6-3 ページに記載があり、「大阪府と連携し…」と書かれている。この表記であると、町が主体となって大阪府と連携するように読み取れる。しかし府が指定した公園であり、実際には府が主体となって整備を担うものであることから、府に要望して整備を進めるといったニュアンスで表現してはどうか。
町・事務局 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林外については、町としても森林環境譲与税を活用した事業の中で取り組んでいることから記載内容の検討を行う。 ・ 府立自然公園に関する表記についても同様に検討を行う。
委員 意見	<p>農業を営む者として自分自身の話をすると、経営的にはもう投資ができない状況で、後継者もいないことから、譲渡や委託ができなければ将来的に農業をリタイヤしないと考えている。周囲にも同様の農家が多く、JA としても実態調査をしている。そうした状況を踏まえて、今後の農業のあり方について都市計画マスタープランでも示してもらい、施策に反映されたら、持続可能なまちづくりにもつながるのではないかと考えている。</p>
委員 質問	<p>参考資料 1（改訂中素案）の 3-10 ページに「林業の推移をみると、所有山林は…減少傾向にあり…」と書かれているが、能勢町の山が減少しているわけではないため、この表現は説明不足に感じる。経営体が管理している面積が減るという意味であれば、経営体数が減れば面積も減るこ</p>

発言者等	内 容
意見	<p>とになるので理解するが、所有山林が減少していることについて説明してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料1（改訂中素案）の3-11ページのコラムの内容で、「4H 倶楽部が30年ぶりに復活した」と書かれているが、4H クラブはすでに復活してから10年ほどが経ち、活発に活動している。この表現だと最近復活したかのように読めるため、修正してほしい。
町・事務局 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料1（改訂中素案）の3-10ページの所有山林のグラフに関する説明については、記述が不足していると感じた。おそらく経営体が所有する山林面積のことかと思われるが、改めて内容を確認して正確な表現となる様、修正を行う。 ・コラムについても、確認を行い適切な表現に修正を行う。
委員 指摘	<p>参考資料1（改訂中素案）の3-10ページの林業の推移のグラフは左右縦軸の単位が逆である。</p>
会長	<p>この部分だけでなく、他にも誤りがないか、全体を通して確認してほしい。</p>
報告案件2「能勢町市街化調整区域における地区計画ガイドラインの改訂について」	
町・事務局	<p>報告案件2「能勢町市街化調整区域における地区計画ガイドラインの改訂について」、説明</p>
会長	<p>何か意見・質問はないか。</p>
委員 意見	<p>「対象外区域」について、大阪府の計画の記述を見たが、能勢町はほぼその内容を踏襲している。大阪府が定めたものをそのまま守るような指示がきているということか。</p> <p>大阪府からみた市街化調整区域の認識は、非常に小さくなった市街化調整区域を死守するというスタンスである。能勢町では町域の大半が市街化調整区域だということは、大阪府にとってほとんど視野に入っていない。</p> <p>大阪府の改訂をそのまま能勢町のガイドラインに当てはめる場合、町の地区計画に則って集落の近隣に新たに家を建てようとしても、それさえできない可能性もある。</p> <p>対象外区域について「災害防止のための具体的な措置が講じられているものについては、この限りではない」と例外について触れられているが、これに疑問を感じる出来事があった。というのは、実は、北部大阪都市計画区域で市街化調整区域の削減を進めたのは、大阪府が推進する彩都であった。それで立地適正化計画を策定する際に住宅開発は行わないことを盛り込み、事業系の開発は残ったものの、住宅開発については、立地適正化計画において位置付けを変えさせた。</p> <p>こうした経緯も踏まえると、大阪府の考え方をそのまま能勢町が踏襲する形で引き受けて本当によいのか疑問である。能勢町の実態に合った特別仕</p>

発言者等	内 容
	<p>様を考えるべきではないかと思う。さらに言えば、これは能勢町だけが孤軍奮闘する話ではなく、北部大阪の市街化調整区域全体で災害との向き合い方を含めたまちづくりのあり方を検討すべきだと感じる。大阪北部の各市も市街化調整区域の扱いについて検討を重ねて、まちづくりのあり方を模索している。能勢町は隣接している豊能町とも連携できるのではないか。いずれにしても、大阪府の改訂内容をそのまま能勢町に当てはめた内容での改訂を可決することはどうかと思う。大阪府南部では、開発基準の運用が緩いという実態もあるように思う。</p> <p>能勢町の改訂内容をみると、対象外区域の項目で「(15) その他町長が保全・抑制する必要があると認める区域」が追加されている。これは対象外区域を強化して増やすときに使う方法のように見えるが、これを応用して、特定のエリアに独自性がある場合は、対象区域として町長が認める可能性もあるということを含めたほうが、ガイドラインとしてリアリティがあると思う。先ほど述べた茨木市の件については、立地適正化計画で定めた区域に災害ハザードエリアが含まれており、実際問題として、市街化区域にはそういうケースが多々生じている。</p> <p>そうした状況も踏まえ、市街化区域以外について、あまりにも画一的に決めてしまっている今回のガイドライン改訂には疑問を感じることは意見として述べておきたい。</p>
町・事務局 回答	<p>今回の改訂の趣旨について大阪府の担当者と協議を行っており、能勢町は災害ハザードエリアに含まれる地域が多く、大阪府のルールに従うとまちづくりを進めることが困難になるといったことは共有している。</p> <p>但し書きの規定についても具体的に調整をしており、例えば町内で地域を指定して避難計画を策定するであるとか、土砂災害などの要件に対して物理的に対策を行うといった方法をとることで対応することは可能であり、それが但し書きで示している内容ということであった。このガイドラインの内容が能勢町にとって厳しい内容であることは、委員の指摘のとおりであると考えているところである。地区計画の策定にあたり、市街化区域に区域区分を変更する方法も大阪府の担当者からは示されてはいるが、町としては市街化調整区域を前提とした地区計画を念頭に置いてガイドラインを策定してきており、委員の指摘と同じ思いを持っているところではある。</p> <p>一方で、地区計画の策定にあたっては大阪府の同意が必要となることから、そうした実情を勘案して改訂内容を整理している次第である。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足情報を申し上げると、能勢町都市計画マスタープランとの関係については、参考資料1（改訂中素案）の2-7、2-8ページに地区計画のガイドラインについての記載があり、ここも参照してもらえると、市街化調整区域の位置付けを理解してもらえらると思う。 ・ 参考資料4の「6. 対象外区域」の内容が厳しいという指摘だったと思うが、特にどれが厳しいということはあるか。もしくは(15)の内容を具体的にどう変えたらよいかといった意見はあるか。

発言者等	内 容
委員 意見	<p>参考資料 4 の左側の欄で、「5. 対象外区域」のうち (9) ～ (11) については本当に危険な区域であるが、その周辺にバッファゾーンのように土砂災害警戒区域（イエローゾーン）な区域があつて、以前は対象外区域とは明確に位置づけられていなかった。しかし、近年土砂災害警戒区域（イエローゾーン）でも災害が発生するケースが生じたため、(9) ～ (11) が削除され、代わりに (1) ～ (5) が追加された。</p> <p>ただ、立地適正化計画を策定している最中にこの改訂が行われ、計画変更ができず、誘導区域に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が含まれている事例はある。それで能勢町にこの改訂されたガイドラインを当てはめてみると、地区計画の対象となるのは既存集落くらいしか残らない。これでは能勢に移住したい人でも家を建てられず、人口増加も不可能ということになる。</p> <p>こうした規制が主眼としているのは、能勢町のような中山間地ではなく、水田が広がっているようなところで、虫食いの住宅地が点在していくのを防ぐことだと思う。それに対して中山間地などは地形的に急傾斜地が近くなってしまうのだが、歴史的にそうした地形と付き合いながら集落を営んでいるのである。そうした地理的な環境の違いを勘案せず、都市計画上の市街化調整区域というカテゴリーの中で画一的なルールを敷こうとしている。</p> <p>これでは日本の農業は非常に困難な状態になると思う。農業の規模が大きい都道府県であれば、もう少し意見も言いやすいのだろうが、大阪府は都市であり、大半が市街化区域で構成されているため、市街化調整区域に対してはわずかな面積に対する措置のイメージなのだと思う。しかし大阪府内でも地域によって多様性があり、歴史があり、文化財もあるので、そうした状況に応じて道を残すための方策として、本来地区計画があるはずである。今回の能勢町都市計画マスタープランの改訂中素案に記載している地区計画のコラムでも紹介しているとおり、地区計画とは本来、例えばこのエリアは住宅開発をしないなどと定めることができるものであるはずだが、そもそもその対象から外してしまうというのは問題であるということ国に対して述べたい。</p>
会長	<p>今回のガイドラインの改訂で基準が厳しくなったということがよくわかった。事務局においても府の担当者とは協議した上で、今回の改訂内容になったということであったので、その点も含めて委員各位には理解いただけたと思う。</p>
委員 意見 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今委員から話があつたとおり、令和 3 年に改訂された大阪府のガイドラインは、市街化区域が主体である自治体を念頭に置いたような内容で、元々国から下りてきたもので、災害が起きたときの国の責任逃れのためにできたようなものだと思う。 ・参考資料 1（改訂中素案）の素案 5-4 ページにある「市街地・集落整備の方針」にある「都市的利用ゾーン」については、大阪府が示している土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とほとんど重なってしまうと思う。改訂される以前は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）でも地区

発言者等		内 容
		計画が認められていたのだが、今回規制が強化され、能勢町でも大阪府のガイドラインをそのまま踏襲した場合、「第 6 次能勢町総合計画」と整合を図れるのだろうか。但し書きで具体的な措置が講じられるものは例外と書いてあるが、実際問題としては不可能だと思う。この改訂が市街化調整区域で開発をさせないことが前提になっていると思うので、それを踏まえるとこの審議会でももう少し議論をして対応を検討すべきではないかと感じた。
委員	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・参考資料 4 の中で、改訂により新設された「2. 改訂の主旨」の文章の下から 3 行目に「人口減少の進展を踏まえたコンパクトなまちづくりを進めていく」と書いてあるが、ここで人口減少と明記してしまっているのか疑問に感じた。確かに予測では人口は減少することになっているが、それをあえてここに書くことには違和感がある。 ・先ほど委員から指摘があったとおり、土砂災害警戒区域等も対象外区域になるわけだが、能勢町では家を新たに 1 軒建てるだけで精一杯のような実状であるところに、さらに厳しく縛りがかけられるということも悩ましいことだと思う。あまりにも規制が厳しすぎて農業倉庫さえも建てられず、新規就農で来た人が町外へ移ってしまったという話もある。このガイドラインに限った話ではないかもしれないが、改訂に際しては総合的に考えて行ってほしいと思う。
	意見	
町・事務局	回答 回答	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の表記については検討を行う。 ・地区計画のガイドラインの改訂については、上位計画である国の都市計画法が改正されたことが最も大きな背景としてあり、国も実際に起きた災害に基づいて法を改正しており、危険な場所に対して計画を立てることを抑制しているという流れである。そうした中で町が独自に計画の対象を調整するというのは非常に難しいと言わざるを得ない。 ・大阪府のほうも、ガイドラインの改訂にあたり、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を持つ自治体が集まって、今後の対応を話し合う場を設けている。また国の技術的基準の中に、避難計画を立てれば例外として認めるという規定があるのだが、それについても、計画を立てることで本当に土砂災害警戒区域（イエローゾーン）を対象区域に入れてよいのかどうかについては意見が分かれており、現在も継続して検討しているところである。 ・今回審議会で各委員から出された意見についても、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に関する検討会で報告しつつ、引き続き協議をしていきたいと考えている。
	回答	
	回答	
3. その他		
町・事務局		本日の都市計画審議会後のスケジュールについて説明する。本日の意見等を踏まえて改訂中素案の修正を行い、2 月末頃に能勢庁内及び大阪府の意見照会を行う。そして 3 月下旬頃に庁内及び府からの意見整理を行い、それらを反映して 4 月上旬から下旬までに改定原案を作成する。この改定原案にてパブリックコメントを約 1 カ月間、5 月下旬まで実施する。そして

発言者等	内 容
	<p>住民からの意見を踏まえて改定の最終案を作成し、6月中旬頃に委員各位に最終案を送付したいと考えている。その後7月に第42回審議会を開催し、諮問答申を行う予定である。</p> <p>ガイドラインについても、このスケジュールの中で府への意見照会を併せて行いたいと考えている。</p>
4. 閉会	
町・事務局	閉会